

○文部科学省訓令第 号

文部科学省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年 月 日

文部科学大臣 阿部 俊子

文部科学省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

文部科学省行政文書管理規則（平成二十七年文部科学省訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改める。

第十章 秘密文書等の管理

第十章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理)

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第二十九条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び同令第十一条第一項の規定に基づき定められた文部科学省における特定秘密の保護に関する規程に基づき管理するものとする。また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和七年一月三十一日閣議決定）及び同令第十一条第一項の規定に基づき定められた文部科学省における重要経済安保情報の保護に関する規程に基づき管理するものとする。

（特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）
第三十条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定

（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）
第三十条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録

秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定する。

一・二 「略」

2 秘密文書の指定は、次の各号に掲げる秘密文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「指定者」という。）が期間（極秘文書については五年を超えない範囲内とする。次項において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

- 一 極秘文書 官房長、局長、国際統括官、部長、スポーツ庁次長、文化庁次長又は施設等機関等の長

二 「略」

3 10 「略」

別表第一 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	法令の制定又は改廃及びその経緯	
					一	二
法律の制定又は改廃及びその経緯	(6) 官報公示 その他のその他の公布に関する文書	官報公示に関する文書	二十年	官報 公布裁可書（御署名原本）	(1) 5 「略」	(7) 「略」
その他のその他の公布に関する文書	その他のその他の公布に関する文書（二の項ニ）	その他のその他の公布に関する文書（二の項ニ）	二十年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がな	官報の写し 公布裁可書（御署名原本）	(1) 5 「略」	(7) 「略」

する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定する。

一・二 「同上」

2 秘密文書の指定は、次の各号に掲げる秘密文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「指定者」という。）が期間（極秘文書については五年を超えない範囲内とする。次項において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

- 一 極秘文書 官房長、局長、国際統括官、文教施設企画・防災部長、私学部長、スポーツ庁次長、文化庁次長又は施設等機関等の長

二 「同上」

3 10 「同上」

別表第一 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	法令の制定又は改廃及びその経緯	
					一	二
法律の制定又は改廃及びその経緯	(6) 官報公示 その他のその他の公布に関する文書	官報公示に関する文書	二十年	官報の写し 公布裁可書（御署名原本）	(1) 5 「同上」	(7) 「同上」
その他のその他の公布に関する文書	その他のその他の公布に関する文書（二の項ニ）	その他のその他の公布に関する文書（二の項ニ）	二十年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がな	官報の写し 公布裁可書（御署名原本）	(1) 5 「同上」	(7) 「同上」

備考 〔略〕	二十三～二十九 〔略〕	文書の管理に関する事項	文書の管理 〔略〕	二十五～二十一 〔略〕	四 訓令及び通達	十 告示、訓令及び通達	五 十三 〔略〕	その他の事項	四 訓令及び通達	十 告示、訓令及び通達	五 十三 〔略〕	その他の事項	四 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	三 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔略〕	(6)官報公示その他の公布に関する文書(一の項ト)	(7)官報公示その他の公布に関する文書(一の項ト)	(1)～(3) 〔略〕	(4)官報公示書(一の項ト)	(5)〔略〕	二十年	二十年	官報	官報	官報	公布裁可書(御署名原本)	二十一年	ついでに三

備考 〔同上〕	二十三～二十九 〔同上〕	文書の管理に関する事項	文書の管理 〔同上〕	二十五～二十一 〔同上〕	四 訓令及び通達	十 告示、訓令及び通達	五 十三 〔同上〕	その他の事項	四 訓令及び通達	十 告示、訓令及び通達	五 十三 〔同上〕	その他の事項	四 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	三 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) 〔同上〕	(6)官報公示その他の公布に関する文書(一の項ト)	(7)官報公示その他の公布に関する文書(一の項ト)	(1)～(3) 〔同上〕	(4)官報公示書(一の項ト)	(5)〔同上〕	二十年	二十年	官報の写し	官報	公布裁可書(御署名原本)	二十一年	ついでに三

<p>備考 表中の「」の記載及び全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>別表第二 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 「略」</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) 「略」</p> <p>(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</p> <p>(5)～(6) 「略」</p>
	<p>別表第二 保存期間満了時の措置の設定基準</p> <p>1 「同上」</p> <p>2 具体的な移管・廃棄の判断指針</p> <p>1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。</p> <p>(1)～(3) 「同上」</p> <p>(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</p> <p>(5)～(6) 「同上」</p>

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から実施する。ただし、第十章の改正規定（「文教施設企画・防災部長、私学部長」を「部長」に改める部分を除く。）及び別表第二の改正規定は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）の施行の日（令和七年五月十六日）から実施する。